（別紙２）

意見募集を実施した際からの変更点

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

No.	変更箇所	変更内容（下線部のとおり）	備考
1	第二十七条第一項	「**使用中の荷重及び**常用の圧力」を「常用の圧力」に改める。	御意見 No. 5 を踏まえた修正